

○厚生労働省令第二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 百八十一 (略)</p> <p>百八十二 六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―オール及びその塩類</p> <p>百八十三 百八十二 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途</p> <table border="1" data-bbox="587 224 630 1086"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)</td><td>(略)</td></tr></table> <p>が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれ</p>	(略)	(略)	六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)	(略)	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 百八十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百八十二 百八十一 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途</p> <table border="1" data-bbox="587 1153 630 2004"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)</td><td>(略)</td></tr></table> <p>が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれ</p>	(略)	(略)	六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)	(略)
(略)	(略)								
六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)	(略)								
(略)	(略)								
六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。)	(略)								

七 (略)	<p>らの塩類。ただし、麻葉及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。</p> <p>六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―オール、その塩類及びこれらを含むする物</p>
七 (略)	<p>一 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。</p> <p>二 大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者による大麻草の加工の用途</p>
七 (略)	<p>らの塩類。ただし、麻葉及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。</p> <p>(新設)</p>
七 (略)	<p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。